

私は、個人として、議員提出議案第2号 武豊町議会議員の政治倫理に関する条例の制定についてに関し、反対の立場から討論をさせていただきます。

平成21年6月議会に武豊町議会会派「情熱」より唐突に、武豊町議会議員の政治倫理に関する条例が上程されました。私は、議員の政治倫理に関する条例に対し、決して不要論を打ち上げるものではありません。品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑をもたれるような行為はしていないと言えます。しかし、議会人としてまだまだ未熟なところがあり、法の拡大解釈やルールの自己判断などについて一点の曇りもないとは言えず、疑問がつくと思います。そういう意味で、なくてもよいとは言えないと考えるところです。しかしながら、人が人に疑いを持ち、その行為が違反していると決めることに関する規則については、裁判員制度がまさに慎重を重ねるように運ばれていますが、同じように慎重でなければいけないと思います。

そして、6月9日の質疑において多くの議員から質問が繰り返され、多くの問題点について指摘がなされたところです。そして、その指摘に対する答弁に大きな問題がありましたことを申し添えたいと思います。

一つは、全議員の身分に関する問題であり、全員協議会などで議論しながら進めたらどうかの問いに、しかも半田市の例で全協で十数回も議論した上で制定された旨の説明に対し、三人で十分に議論して作りあげた条例なので全員で協議する必要はない。また、修正に応じるつもりもないとの呆れた答弁であり、情熱で作ったものを押し付けるが如くの言動でした。

一つは、無会派の扱いであります。会派制をとっているから審査委員は会派から選出した委員で占有するとのことで、一方的な審査になる危険性が指摘された上に、議員以外の有識者を委員にという意見も撥ね付けられました。偏った審査の危険がある訳であります。

他にも何故この時点での提出なのかなどの疑問もあり、我が町民クラブとして、とても賛成できる条例ではないと判断するものであります。

賛成はできませんが、会派情熱の町を変えたいという想いは感じる事ができたと思います。今後も、新人議員ならではの改革案に期待はしますが、和の精神無くして、採択の道はなしと申しつきたいと思います。

何とぞ議員各位のご理解を賜りますようお願いを申し上げ、議員提出議案第2号に対する反対討論を終わります。